

岩手県企業局管理規程第 14 号

企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 6 月 29 日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程

企業局企業職員服務規程（昭和 43 年岩手県企業局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（出勤簿）</u></p> <p><u>第 2 条 職員は、定刻までに出勤し、自ら、直ちに、出勤簿（別記様式）に押印しなければならない。</u></p> <p><u>2 出勤簿は、本庁にあっては室長又は総括課長が、事業所にあつては当該事業所の長が管理する。</u></p> <p><u>（出勤簿取扱主任）</u></p> <p><u>第 3 条 本庁及び事業所に出勤簿取扱主任を置く。</u></p> <p><u>2 出勤簿取扱主任は、本庁にあっては室長又は総括課長の指定した者、事業所にあつては当該事業所の長が指定した者とする。</u></p> <p><u>3 出勤簿取扱主任は、出勤簿その他職員の服務に関する帳簿の記録、整理等の事務を行わなければならない。</u></p> <p>（準用規定）</p> <p><u>第 4 条 職員服務規程（昭和 40 年岩手県訓令第 24 号）第 3 条、第 6 条から第 12 条まで及び第 14 条から第 18 条までの規定は、職員の服務について準用する。この場合において、これらの規定中「総務部人事課人財給与担当課長」又は「人財給与担当課長」とあるのは「経営総務室長」と、「所属長」とあるのは「本庁にあっては室長又は総括課長、事業所にあつては当該事業所の長」と、「政策推進課、企画室、総務室若しくは出納局の管理担当課長、労働委員会事務局審査調整課長又は収用委員会事務局長」とあるのは「経営総務室管理担当課長」と、「管理担当課長等」とあるのは「管理担当課長」と、第 8 条の 2 第 1 項中「法第 55 条の 2 第 1 項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 6 条第 1 項ただし書」と、同条第 2 項中「法第 55 条の 2 第 4 項」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第 6 条第 4 項」と、同条第 4 項中「職員団体」とあるのは「労働組合」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>（準用規定）</p> <p><u>第 2 条 職員服務規程（昭和 40 年岩手県訓令第 24 号）第 3 条から第 12 条まで及び第 14 条から第 18 条までの規定は、職員の服務について準用する。この場合において、これらの規定中「総務部人事課人財給与担当課長」又は「人財給与担当課長」とあるのは「経営総務室長」と、「所属長」とあるのは「本庁にあっては室長又は総括課長、事業所にあつては当該事業所の長」と、「政策推進課、企画室、総務室若しくは出納局の管理担当課長、労働委員会事務局審査調整課長又は収用委員会事務局長」とあるのは「経営総務室管理担当課長」と、「管理担当課長等」とあるのは「管理担当課長」と、第 8 条の 2 第 1 項中「法第 55 条の 2 第 1 項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 6 条第 1 項ただし書」と、同条第 2 項中「法第 55 条の 2 第 4 項」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第 6 条第 4 項」と、同条第 4 項中「職員団体」とあるのは「労働組合」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別記様式を削る。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。